

《議題3》資料2

外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、職員が県の事務又は事業に関し、外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定め、もって県の職務の透明性、公正性の一層の向上と県民の信頼の確保に資することを目的とする。

（対象）

第2条 この要領は、知事部局の一般職の職員に対して適用する。

（定義）

第3条 この要領において、「外部の者」とは、次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 知事、副知事、教育長、企業局長及び病院局長
- (2) 知事部局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、企業局、病院局及び議会事務局の一般職の職員
- (3) 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員並びに監査委員
- (4) 特別職である知事の秘書

2 この要領において、「不当な働きかけ」とは、職員に対し、職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼することをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 不特定多数の者がその内容を知り得る場におけるもの
- (2) 議事録が作成される会議の場におけるもの
- (3) 県の機関宛てに発出された文書によるもの

（記録及び報告等）

第4条 職員は、外部の者から不当な働きかけに該当する疑いがある要求又は依頼を受けたときは、その者に対し、当該要求又は依頼に応じることができない旨及び当該要求又は依頼の内容が記録される旨を伝えるよう努めるものとする。

2 当該職員は、速やかに対応記録簿（別記様式）を作成し、当該対応記録簿をもって所属長（当該職員が所属する本庁の課長又は出先機関の長。ただし、当該職員が課若しくは出先機関に所属しない職員、本庁の課長又は出先機関の長である場合は、当該職員が所属する部局等の長。以下同じ。）に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた所属長は、当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当すると認めるときは、第2項の規定により当該職員が作成した対応記録簿を主管課長に送付し、併せて、当該対応記録簿の内容を主務課長（不当な働きかけを受けた事務を所掌する課の長。以下同じ。）に共有するものとする。

4 第2項の報告を受けた所属長は、当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当するかどうかにかかわらず、地方公務員法その他退職管理の観点から適当ではないと思料するものであるときは、人事課長に情報提供を行うものとする。

(対応措置)

第5条 前条第4項の送付を受けた主管課長は、必要があると認めるときは主務課長と連携して必要な措置を講じ、その結果を当該所属長に通知するものとする。

2 前条第4項の送付を受けた主管課長は、対応記録簿の内容及び前項の措置を講じた場合はその結果を総務課長に共有するものとする。

3 総務課長は、毎年度、不当な働きかけの記録の概要を県ホームページにおいて公表するものとする。

(対応記録簿の保存期間)

第6条 対応記録簿の保存期間は5年とする。

(他の規程等による取扱い)

第7条 この要領に定めるもののほか、不当な働きかけへの対応について他の規程等に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年 月 日から施行する。

2 当分の間、第4条第2項の報告を受けた所属長は、当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当しないと認めるときであっても、当該対応記録簿を主管課長に送付し、併せて、当該対応記録簿の内容を主務課長に共有するものとする。この場合において、主管課長は、当該対応記録簿の内容を総務課長に共有するものとする。

不当な働きかけに関する対応記録簿

年　月　日

不当な働きかけに該当する疑いがある要求又は依頼を受けたため、外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応要領第4条第2項の規定に基づき、次のとおり記録します。

※外部の者から不当な働きかけを受けた場合は以下を伝達してください

- ①要求(依頼)には応じられません。
- ②要求(依頼)の内容は記録を行い、開示請求の対象になるほか、公表の対象となる場合があります。

対応職員が記入

1. 対応者	所 属	職	氏 名
2. 日時	日 付	時 間	
			～
3. 場所・手段			
4. 相手方	名称及び氏名		
	働きかけを受けた事務との関係		
5. 働きかけの内容	事務区分(選択)		
	具体的な内容		
6. 働きかけへの対応	相手方への記録制度の説明(選択)		
	働きかけの取り下げの有無(選択)		
	対応の詳細		

所属長が記入

7. 当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当するか(選択)	
-------------------------------	--

不当な働きかけに関する対応記録簿

令和7年4月1日

不当な働きかけに該当する疑いがある要求又は依頼を受けたため、外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応要領第4条第2項の規定に基づき、次のとおり記録します。

※外部の者から不当な働きかけを受けた場合は以下を伝達してください

- ①要求(依頼)には応じられません。
②要求(依頼)の内容は記録を行い、開示請求の対象になるほか、
公表の対象となる場合があります。

対応職員が記入

1. 対応者	所 属	職	氏 名	
	総務課	副主査	千葉 花子	
	総務課	主事	千葉 太郎	
2. 日時	日 付	時 間		
	令和7年4月1日	午前10時20分	～	午前10時50分
3. 場所・手段	総務課の打合せスペース			
4. 相手方	名称及び氏名	××企画 代表取締役 動掛 一郎		
	働きかけを受けた事務との関係	利害関係者(契約の相手方)		
5. 働きかけの内容	事務区分(選択)	契約		
	具体的な内容	○○工事の入札の予定価格を教示するよう要求があった。		
6. 働きかけへの対応	相手方への記録制度の説明(選択)	説明済み		
	働きかけの取り下げの有無(選択)	取り下げなし		
	対応の詳細			

所属長が記入

7. 当該要求又は依頼が不当な働きかけに該当するか(選択)	該当する
-------------------------------	------